

鳥取市文化芸術活動支援補助金（よくある質問）

全般 1（申請手続き等）

問 1. 手続きの流れを教えてください。

基本的な流れは次のとおりです。

①交付申請（必要書類の提出）→②審査・交付決定→③着手→④事業実施（完了）
→⑤実績報告（必要書類の提出）→⑥審査・額の確定→⑦請求（請求書の提出）
→⑧補助金支払

※①③④⑤⑦は補助申請者が行う手続き等、※②⑥⑧は鳥取市が行う事務処理です。
※交付申請から交付決定までの標準的な処理期間は 14 日です。事業開始までに余裕をもって申請してください。

※補助金は事業完了後の支払となりますが、必要があると認められるときは、例外として概算払ができます。詳細は、文化交流課へお尋ねください。

問 2. 手続きに必要な提出書類を教えてください。

(1) 交付申請

- ◆ 交付申請書（規則様式第 1 号）
- ◆ 事業計画書（要綱様式第 1 号）
- ◆ 収支予算書（要綱様式第 2 号）
- ◆ 団体の場合は規約・名簿 他

(2) 実績報告

- ◆ 実績報告書（規則様式第 7 号）
- ◆ 事業報告書（要綱様式第 1 号）
- ◆ 収支決算書（要綱様式第 2 号）
- ◆ 領収書・写真・チラシ 他

※報告期限：事業終了後 30 日以内または
翌年度 4 月 20 日のいずれか早い日

問 3. 申請書の提出方法は？

鳥取市公式ウェブサイト申請書類を掲載しています。申請書類を作成し、文化交流課宛にメール、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。

〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地 鳥取市企画推進部文化交流課 文化芸術係
電話：0857-30-8021 メール：bunka@city.tottori.lg.jp

問 4. 開催日時や場所等が決まっています。申請できますか？

申請できません。事業計画書に記載された開催日時・場所等の事業内容や、収支予算書等を総合的に審査し交付決定を行うため、詳細未定の場合は受付できません。必要書類をすべて揃えて申請してください。

問 5. 団体の構成員に市外の人が多いのですが？

構成員の過半数が市民である必要があります。申請時に団体規約及び構成員名簿を提出してください。

問6. 他の補助金や助成金などの収入があっても申請できますか？

市以外の補助金等を受けて行う事業は申請できます。その場合は、事業計画(報告)書と収支予算(決算)書に漏れなく記載してください。

問7. 共催者について教えてください。

共催者とは、事業の企画・運営・実施に主体的に関わり、事業の成果や責任を共有する立場にある個人又は団体をいいます。

問8. 同じ年度に要綱別表の複数の事業を申請できますか？

申請できません。1年度につき1件のみ申請できます。

問9. 毎年申請できますか？

別表(1)文化芸術公演等開催事業と(5)文化芸術技術力向上活動事業は、連続した年度で申請できません。この場合、補助申請者を変えても、前年度と同一事業内容であれば、連続して申請できません。

問10. 補助金額の計算方法を教えてください。

補助金額は、AとBのいずれか少ない額(千円未満切捨)となります。

A: 補助対象経費×補助率 ※上限有・予算の範囲内

B: 事業費-収入

計算例) 補助上限 20万円・収入 28万円の場合

補助対象経費	①	410,500	
補助対象外経費	②	100,000	
事業費総額	③	510,500	①+②
収入額	④	280,000	
補助率	⑤	1/2	
補助上限額	⑥	200,000	

【計算】

補助対象経費×補助率	A	205,250	①×1/2
事業費-収入	B	230,500	③-④
補助額(千円未満切捨)	⑦	200,000	A<B(上限20万)
自己負担額	⑧	30,500	

問11. 事業内容の変更により、補助金額が少なくなりそうです。何か手続きは必要ですか？

事業内容に変更が生じた場合は、文化交流課へご連絡ください。なお、補助金額が2割を超えて減額する場合は、あらかじめ変更申請が必要です。

問12. 公演は終了しましたが、経費の支払いに時間がかかり、実績報告書の提出期限に間に合いません。どうすればよいですか？

実績報告書の提出期限は、①事業完了日から30日以内②翌年度4月20日のいずれか早い日です。原則、公演等の実施完了日から30日以内に経費の精算（支払）を済ませた上で、実績報告書を作成しご提出ください。やむを得ず遅れる場合は、必ず文化交流課へご連絡ください。

全般2（補助対象経費）

問13. 補助対象経費の支払方法について教えてください。

原則、現金でお支払いください。やむを得ずキャッシュレス決済やクレジットカード払い等を行った場合、ポイントの現金相当額を補助対象経費から差し引きます。

問14. 消費税の扱いはどうなりますか？

消費税の扱いは、事業者区分（一般課税・簡易課税・免税など）によって異なります。仕入控除税額が明らかでないときは、税込額で申請できます。課税事業者の場合、後日仕入控除税額が確定した際に、補助金の返還が必要となる場合があります。

問15. 自分や家族がチラシをデザインした場合、その作業費は補助対象になりますか？

補助対象になりません。補助申請者や同一世帯の家族への支払いは対象外です。ただし、作成したチラシの印刷費や発送代は対象になります。

問16. 受付スタッフへの謝金は補助対象になりますか？

会場設営費として補助対象になります。ただし、次の方への支払いは対象外です。

- ・補助申請者又は共催者
- ・補助申請団体、共催団体又はその構成員（構成員が所属する任意団体を含む）
- ・補助申請者又は共催者の同一世帯の家族

問17. 公演を行うにあたり、著作権使用料の支払いが必要です。補助対象になりますか？

会場等使用料として補助対象になります。

問18. 会場を予約するため、会場使用料を交付決定前に支払いました。補助対象になりますか？

原則、交付決定後の支出が補助対象です。ただし、事業実施に必要なかつ適切であると認める経費については例外として対象となります。

（例外として認められる経費）

- ・早期に事業を周知するためのチラシ等の印刷費とその発送費
- ・早期に手配する必要がある会場使用料、航空券、宿泊費

問19. 広報に自分の活動の宣伝を載せてもいいですか？

自らの営利目的を掲載した広報（教室の生徒募集など）は補助対象になりません。また、自ら行う広報には「令和〇年度鳥取市文化芸術活動支援補助金助成事業」と記載してください。

問20. 来場者に記念品を配りたいが、補助対象になりますか？

来場者へ配布する記念品や景品等に係る経費は補助対象になりません。

問21. SNSへの広告費は対象になりますか？

広告宣伝費として補助対象になります。

問22. 広報（チラシやSNS）に掲載（投稿）するための写真の撮影代や物品の購入費は補助対象になりますか？

広報に掲載する素材等に要する経費は補助対象となりません。

問23. 領収書について必要な記載事項はありますか？

領収書には、宛名・金額・但し書き・発行日・発行者の情報（住所・氏名／会社名など）の記載が必要です。

問24. 収支決算書に添付する領収書は、補助対象経費が分かるものを提出すればよいですか？

補助対象外経費も含め事業費にかかる領収書をご提出ください。

問25. 領収書の提出方法を教えてください。

収支決算書に記載した順に並べて整理し、ご提出ください。

別表(1)公演等開催事業

問26. 毎年開催している定例の公演も補助対象になりますか？

周年事業（5回や10回といった節目の年に開催する例年に比べ規模の大きい事業）は対象になりますが、定例的に実施するものは補助対象になりません。

問27. プロのアーティストが出演しても補助対象になりますか？

補助申請団体が自ら創造し、出演する舞台公演であれば、プロのアーティストが出演しても対象になります。

別表(2)大規模公演等開催事業

問28. 大規模公演の全国公募は出品数の条件がありますか？

全国から100件以上の応募があるものとします。

別表(3)作品展示会等開催事業

問29. 芸術家としての経験年数や兼業の有無は審査に関係しますか？

経験年数や兼業の有無は問いません。

問30. 販売を目的とした展示会は補助対象になりますか？

主な目的が販売の場合、営利目的と判断されるため、補助対象になりません。

問31. 展示会で作品を販売した場合、売上はどう扱いますか？

収支予算書（決算書）の収入に計上してください。

問32. 展示する作品を制作するため、画材を購入しました。補助対象になりますか？

作品制作に係る費用は補助対象になりません。

問33. 展示会に作品を搬入する際、自分の車で運びました。ガソリン代や駐車場代は補助対象になりますか？

補助対象になりません。ただし、業者に依頼した運搬料は、会場設営費として対象になります。

問34. 複数の作家と合同展示会をするが、芸術家それぞれが申請できますか？

1つの展示会については、代表する芸術家が申請してください。事業計画（報告書）に出展者名、共催者名を必ず記載してください。

問35. 絵画サークルの展示会をしたいのですが、申請できますか？

申請できません。補助対象者は芸術家個人であり、原則個展とします。ただし、他の芸術家と合同で開催する展示会は代表する芸術家が申請してください。

別表(4)郷土文化振興事業

問36. 郷土文化振興事業について教えてください。

郷土文化振興事業とは、郷土に伝わる文化芸術を普及・啓発・継承したり、又は顕著な功績のあった市民（物故者に限る）の顕彰を行うために開催する作品展示や舞台公演等です。郷土を発祥としないものは対象になりません。

別表(5)技術力向上活動事業

問37. 技術力向上のため、研修会に参加したい。対象になりますか？

対象になりません。指導者を招聘し、自ら開催する講習会等が対象となります。